

学生海外調査研究	
16世紀オスマン朝史料から見た後期マムルーク朝エジプトの土地制度の研究	
熊倉 和歌子	比較社会文化学専攻
期間	2009年11月10日～2009年11月17日（イギリス） 2009年11月18日～2009年12月11日（エジプト）
場所	イギリス、エジプト
施設	イギリス [オックスフォード大学ボドリアン図書館] エジプト [エジプト国立図書館・エジプト国立文書館]

中世においてエジプト・シリア・ヒジャーズを支配したマムルーク朝（648-922/1250-1517）スルターンであるナースィル・ムハンマド al-Nāṣir Muḥammad b. Qalāwūn（在位 693-694, 698-708, 709-741/1293-1294, 1299-1309, 1310-1341）は、713/1313年から4度に渡るエジプト及びシリアを対象とした検地（ナースィル検地 al-Rawk al-Nāṣiri: 713-725/1313-1325）を行ない、イクター制を確立した。イクター (iqṭāʿ) は土地からの徴税権を意味する語で、イクター制とはスルターンが配下の軍人に対し軍事奉仕の代償としてこのイクターを授与する制度である。ナースィル検地によるイクター制の確立は、スルターンが軍人に階位に準じたイクターを授与することでスルターンと軍人のヒエラルヒー関係を築くと共に、イクター地の経営を通じて地方の勸農や治安の維持、生産物の流通とそれに伴う都市と地方への富の還元をもたらした。都市に住む軍人が地方を支配することを可能にしたのである。佐藤次高は、このような「マムルーク出身の軍人が国家の枢要部を占め、イクター保有を通じて農村と都市を支配する体制」をマムルーク体制としたが¹、政治・軍事が一体となったこの体制の基盤にある土地制度こそがイクター制だったのである。すなわち、マムルーク朝におけるイクター制を研究することは、国家がどのように成り立っていたかを解明することにつながると言える。

マムルーク朝のイクター制に関する先行研究を整理すると、ナースィル検地とそれに先立つサム検地 (al-Rawk al-Husāmī: 697/1298) についての研究成果は、ポリアク Abraham N. Poliak、ハサン Ali I. Hasan、ラビー Hassanein Rabie らによる研究を経て²、エジプト及びシリアを対象に両検地の施行の目的と内容について関係史料を博搜したうえで丁寧と比較し、ナースィル検地がイクター制による国家の一元的支配の確立を目標に施行されたことを明らかにした佐藤次高の研究に集約される。³ 他方、国家体制確立後のポスト・ナースィル期の研究としては、オスマン朝期エジプトの土地台帳に見られる国有地売却

の件数から、後期マムルーク朝（チェルケス・マムルーク朝: 784-922/1382-1517）における私有地及びワクフ地（寄進地）の増加を明らかにしたアブー・ガーズィー Imād al-Dīn Abū Ghāzī の研究がある。⁴ ポスト・ナースィル期以降のマムルーク朝国家体制に関する研究の弱点は、ナースィル検地で確立された体制の崩壊を強調するが、その後どのように国家が維持されていったのかについては説明がなく、国家体制の基盤としてのイクター制の役割にまで議論が向けられていない。この点で、イクター制が実質形骸化したとするマムルーク朝末期の国家の在り方を軍人のワクフ経営など経済基盤の変化から説明した五十嵐大介の研究は重要な研究と言える。⁵ しかし、イクター制が変化していた個々の事実は史料から認められるものの、これについてイクター制そのものを論じた研究、つまりナースィル検地以降、イクター制がどのように維持され或いは変化したのかという点については明らかにされていない。また、ナースィル期を含め、そもそもどのような人物がどのような土地をイクターとして授与されていたのか、イクターを授与された者がどのように遠隔の農村にあるイクター地を管理していたのかなどイクター制の実態の全容については多くの点が不明のままなのである。

この理由は、ナースィル検地や徴税台帳、土地調査記録といった土地行政に関わる文書史料がほとんど伝世していないという史料の問題にある。⁶ よって、これまでの研究は年代記などの叙述史料やあるいはワクフ文書などのイクター制に直接関係しない文書史料を読み解くことで構築されてきた。しかし近年、ミシェル Nicolas Michel やアブー・ガーズィーによりオスマン朝期エジプトの土地台帳『軍務台帳 *Daftar Jayshī*』（以後 *DJ*）及び『慈善台帳 *Daftar Aḥbāsī*』（以後 *DA*）の中にマムルーク朝期の土地記録が残っていることが指摘され、マムルーク朝研究に利用され始めた。⁷

これらの土地台帳は、957/1550年以降のオスマン

朝治下エジプトにおいて旧制下のワクフ地（寄進地）や私有地、慈善リザク地といった税制上の特権を有する土地所有形態を引き継ぐための審査をした際に作成されたもので、ワクフ地や私有地の記録を収めた *DJ*14 冊と慈善リザク地の記録を収めた *DA*24 冊がエジプト国立文書館に保管されている。⁸

筆者は *DJ* 及び *DA* にはマムルーク朝土地制度史研究に利用できるマムルーク朝期の記録があると考え、2005 年から 2007 年までの 2 年間のエジプト留学中及び帰国後の短期の研究調査によって *DJ* 及び *DA* の成立過程や内容といった史料学研究を行い、*DJ* のマムルーク朝期の記録を抽出しまとめてきた。

この結果、現存する *DJ* がカバーする情報は地方ごとにかんがりのばらつきがあり、*DJ* 利用の際は注意しなくてはならないことを指摘した。また、ワクフ地や私有地となる前のかつてのイクター地や軍事リザク地の権利者を 2 代、3 代にわたって追うことができることから、どのような人物がどのような土地をイクター地として保有していたかは勿論、イクター地がどのような経路で継承されていたのか、土地保有の在地性やイクター地の継承とマムルークの家（household）の関係について検討することが可能であることを示した。⁹ 他方、*DJ* にはマムルーク朝期の記録を記す際に必ずその引用元のマムルーク朝期の台帳の題名が記載されることに注目し、それを追うことでマムルーク朝期に存在したと考えられる台帳群の復元とマムルーク朝における土地文書行政の一端を明らかにした。¹⁰ このように *DJ* をマムルーク朝の研究史料に用いることで、イクター制の実態やエジプトの地方ごとの土地行政の特徴について明らかにすることができるとともに、イクター制に関わる土地行政を管轄していた官庁である軍務庁（*Dīwān al-Jaysh*）とその実務を担っていた帳簿方（*mustawfi*）の役割や彼らによって管理されていた土地文書行政を明らかにすることができるという展望を示した。

以上が本調査までの研究の流れである。本調査の計画当初は、題目にある通りオスマン朝史料 *DJ* の追加調査を主に行う予定であった。しかし既述の通り予定以上に研究が進み、*DJ* についての必要情報を論文としてまとめることができたので、本調査ではさらに 15 世紀マムルーク朝の同時代史料の研究と *DJ* との照合に踏み込むことにした。

海外調査では、マムルーク朝同時代史料で唯一エジプトの村々の土地調査記録を網羅している書である『エジプトの村々の名前についての輝かしき至宝 *Kūtab al-Tuhfa al-Sanīya bi-Asmā' al-Bilād al-Misrīya*』（以後 *Tuhfa*）に焦点を当て、この書が提示する記録がマムルーク朝の土地文書行政上どのように位置づけられる記録かについて明らかにすることが目的である。

Tuhfa の著者は、マムルーク朝軍務庁の帳簿方を務めたヤフヤー・ブン・アルジーアーン *Yahyā b. al-Jī'ān*（885/1480 年没）とされている。¹¹ *Tuhfa* が提示する土地調査記録の内容は、村ごとの耕作面積（*misāha*）、

リザク地（*rizaq*, 単数形 *rizqa*）の面積、税収高（*'ibra*）、シャーバーン II 世期 *al-Ashraf Sha'bān*（在位 764-778/1363-1377）の 777/1376 年の土地権利者と「現在（*al-ān*）」の土地権利者についての情報を提示した記録である。しかしこれまでの研究で、面積や税収高の記録がいつの時代の記録なのか、また「現在」が指し示す時期がいつなのかについては明確な答えは出ていない。¹² *Tuhfa* はマムルーク朝の土地記録を残す重要史料であるにも関わらず、その記録の来歴や編纂の目的などについて十分な議論がされないまま数的データだけが抽出され、研究に利用されてきた。¹³ また、*Tuhfa* については写本群をはじめとする全体像の把握が十分ではなく、史料の理解が不十分なまま行った 100 年以上前の校訂が定本になっており、これが研究に利用されているため、写本から見直す必要があると考える。

以上のことから、本調査では最初に *Tuhfa* の校訂に使用された写本情報を整理して校訂本の問題点を明らかにする。次に *Tuhfa* の写本に立ち返って調べることで *Tuhfa* の編纂年代や編纂目的について検討し、なぜ *Tuhfa* に類似する写本が多数存在し伝世しているのかについて検討する。最後に、マムルーク朝最後の記録と考えられる *DJ* の村概要情報との比較からナーシル検地以降マムルーク朝で土地調査が実施され、土地記録が見直されていたか否かについて考察する。以上の考察により *Tuhfa* がどのような史料であるのか、その全体像を明らかにする。

Tuhfa の定本の校訂者であるモリッツ *Bernard Moritz* は、4 冊の写本を用いて校訂を行った〔表 1〕。モリッツの校訂の手法は、底本を決めずに 4 写本を並列に扱い、写本間に情報の相違があった場合は各所で最も正確だと思われる写本を選んで校訂し注を付すという独特なものであった。

【表 1】モリッツが校訂に用いた写本

（*Tuhfa*, II-III を参照して作成）

1. オックスフォード大学ボドリアン図書館所蔵写本 MS. Hunt 2

縦×横：43cm×30cm

行数：15 行

葉数：264 葉

書写年代：15 世紀末

2. エジプト国立図書館所蔵写本

縦×横：21cm×16cm

行数：17 行

葉数：139 葉

書写年代：18 世紀頃

3. アミーン・ベイ私家写本（現在所蔵先不明）

縦×横：33cm×20.5cm

行数：23 行

葉数：81 葉

書写年代：詳細不明。かなり古い。

4. フランス国立図書館所蔵写本

縦×横：25cm×17cm

行数：21行

葉数：121葉

しかしこれらの写本のうち *Tuhfa* の書名を冠する写本はオックスフォード大学ボドリアン図書館所蔵写本 MS. Hunt 2 のみであり、他の写本はそれぞれ異なる書名を持つ。また著者についても同様に、ヤフヤー・ブン・アルジーアーンが著者である写本は MS. Hunt 2 のみであり、その他の写本に関しては著者が明記されていないか、別の人物が著者として記されている。モリッツはこれらの写本間の相違については特別に考察せず、すべてを *Tuhfa* 写本として扱ったのである。さらにモリッツは MS. Hunt 2 を実際に見て校訂を行ったのではなく、彼が参照したのは MS. Hunt 2 の数的情報を表にまとめたサシ Silvestre de Sacy の研究であった。¹⁴ 以上のことから、現段階で、モリッツが扱ったすべての写本を *Tuhfa* の写本と見なすことは非常に危険である。

そこで本調査では、唯一 *Tuhfa* の名を冠する写本である MS. Hunt 2 をオックスフォード大学ボドリアン図書館で閲覧した。またモリッツが校訂に用いた別の写本と MS. Hunt 2 の書式や内容を比較することによって、それらがどのような写本であるかを明らかにすることができるかと考え、エジプト国立図書館所蔵写本についても調査を行った。この調査結果については、今後雑誌論文として投稿する予定である。また 2010 年 5 月に行われる日本中東学会第 26 回年次大会で研究発表を行う予定である。また *Tuhfa* に関する調査の他、今後論文をまとめていく際に利用する情報を確認するために、エジプト国立文書館において *DJ* の補充調査を行った。

さて、2009 年 12 月カイロにおいて第 2 回イスラーム地域研究国際会議 *New Horizons in Islamic Area Studies: Identities, Coexistence and Globalization* が NIHU プログラム：イスラーム地域研究及び日本学術振興会、カイロ大学文学部の共催で開催された。会議における各パネルは、世界各国からの中東研究者のみならず、エジプト人の日本研究者をも含めた幅広い視点から議論が行われた。研究分野や対象が異なる研究者たちが、日本と中東という共通のフィールドを設定し、新たな議論の可能性を広げていこうとする試みは非常に興味深いものである。今後自分の研究成果がこのような試みの中で、歴史研究及び地域研究の新たな展望を見出す一助となるよう研究を行っていききたい。

注

1. 佐藤次高『中世イスラム国家とアラブ社会—イクター制の研究—』山川出版社、1986年、232頁; Sato Tsugitaka, *State and Rural Society in Medieval Islam: Sultans, Muqta's and Fallahun*. Leiden: E.J. Brill, 1997, p. 160.

2. Abraham N. Poliak, *Feudalism in Egypt, Syria, Palestine, and the Lebanon, 1250-1900*, London, 1939, p. 23-25; Ali I. Hasan, *Ta'rikh al-Mamālik al-Bahrīya*, al-Qāhira, 1967, p. 435-441; Hassanein Rabie, *The Financial System of Egypt –A.H. 564-741/ A.D. 1169-1341*, London, 1972, p. 52-56.
3. 佐藤『中世イスラム国家』、155-246頁; Sato, *State and Rural Society*, p. 77-104, 124-161.
4. Imād al-Dīn Abū Ghāzī, *Tatawwur al-Hiyāza al-Zirā'iya Zaman al-Mamālik al-Jarākisa: Dirāsa fī Bay' Amlāk Bayt al-Māl*, Cairo, 2000.
5. 五十嵐大介「マムルーク体制とワクフ—イクター制衰退期の軍人支配の構造—」『東洋史研究』66/3、2007年、34-64頁。
6. R. Stephen Humphreys, *Islamic History: a Framework for Inquiry* (Revised Edition), Princeton: Princeton University Press, 1991, p. 170, 176. マムルーク朝期エジプトの土地調査記録を収めた同時代史料としては、イブン・ドゥクマーク Ibn Duqmāq (809/1406年没)による『諸都市の中心にある勝利の書 *Kitāb al-Intiṣār li-Wāsiṭa 'Iqd al-Anṣār*』と後述する『エジプトの村々の名前についての輝かしき至宝 *Kitāb al-Tuhfa al-Sanīya bi-Asmā' al-Bilād al-Miṣrīya*』があげられる。*Intiṣār* はエジプトの村々に関する豊富な地誌情報を提供するが、税収高や耕作面積といった数的情報に関しては抜けている部分が多い。そのため、エジプトの土地調査記録を完全に網羅しているのは *Tuhfa* のみと言える。
7. *DJ* 及び *DA* は、1990年に文書館が城塞内から現在のブーラクに移った際に初めて分類整理され、公に知られるようになった。*DJ* 及び *DA* を利用したミシェルの研究としては、Nicolas Michel, “Les rizaq iḥbāsīyya, terres agricoles en mainmorte dans l'Égypte mamelouke et ottoman. Étude sur les Dafātir al-ahbās ottomans”, *Annales Islamologiques* 30, 1996, p. 105-198; “Villages désertés, terres en friche et reconstruction rurale en Égypte au début de l'époque ottoman”, *Annales Islamologiques* 36, 2002, p. 197-251、アブー・ガーズィーの研究には先述の *Tatawwur* があげられる。
8. リザク地とは、そこからの収益が慈善目的のために充てられていた土地で、慈善リザク地と軍事リザク地に大別される。慈善リザク地は、そこからあがる収益が宗教的あるいはその他の慈善活動や村のコミュニティ維持のために充てられる土地で、モスクや修道場 (*zāwiya*) といった宗教施設あるいは村の長や大工、村のモスクで説教を行う人物などに収益が配分された。一方、軍事リザク地は、老齢や障害のあるアミール (軍団長)、アミールの寡婦や孤児、マムルークの子孫であるアウラード・アンナース (*awlād al-nās*) に授与され、いわば受給者の生活保障を目的にした年金であった。Poliak, *Feudalism*, p. 32-34; Muḥammad Amīn, *al-Awqāf wal-Hayāt al-Ijtīmā'iya fī Miṣr 648-923A.H./1250-1517B.C.; Dirāsa Tārikhiya Wathā'iqiya*, Cairo: Dār al-Nahḍat al-'Arabiya bil-Qāhira, p. 108-110.
9. これは博士論文の中核となる議論であり、留学中にまとめたデータをもとに今後執筆する予定である。
10. 熊倉和歌子「後期マムルーク朝におけるエジプト土地文書行政の諸相：オスマン朝期『軍務台帳』に見るマムルーク朝土地台帳とその利用」『お茶の水史学』第53号、2010年。
11. 著者のヤフヤーについては、*Ḍaw'*, vol. 10, p. 226-229. ジーアーン家については、熊倉「土地文書行政の諸相」を参照。

12. *Tuhfa* に関する研究には、ガルサン Jean-Claude Garcin ハルム Heinz Halm の研究があげられる。ガルサンは「現在」の土地権利者として記載されている人物の情報などから、*Tuhfa* の編纂年代は 880 年ジュマダー I 月/1475 年 9 月から 885 年シャッワール月/1480 年 12 月の間、ハルムは編纂年代をカーイトパーイ期 al-Ashraf Qāyṭbāy (在位 872-901/1468-1496) 初めの 872/1468 年から著者の死亡年までの間と推定している。Jean-Claude Garcin, *Un centre musulman de la Haute-Égypte médiévale: Qāyṭbāy*. Cairo: IFAO, 1976, p. 453-459; Heinz Halm, *Ägypten nach den mamlukischen Lebensregistern*. 2 vols. Wiesbaden: Ludwig Reichert Verlag, 1979-82, p. 32.
13. このような中、筆者は *DJ* に引用されているマムルーク朝期の台帳について論じた中で、*Tuhfa* が『アシュラフ・シャーバーン・ブン・フサインの時代からの 777 年シャッワール月末日に決定された事柄についての黄色の皮表紙に綴じられているムラッバウ台帳 *al-Daftar al-Murabba' bil-jild al-asfar 'ammā istaqarra 'alayhi al-hāl ilā ākhir shah shawwāl sana 777 'an zaman al-Ashraf Sha'abān b. Ḥusayn*』を基にしていることを明らかにした。しかし、*Tuhfa* として

伝世した土地記録がマムルーク朝期の土地記録の中でどのように位置づけられるかについてまでを明らかにすることができなかった。熊倉「土地文書行政の諸相」参照。

14. *Tuhfa*, II-III. サシの研究は、「スルターン・マリク・アルアシュラフ・シャーバーン統治下 1376 年におけるエジプトの地方と村々の状況 *État des provinces et des villages de L'Égypte, dressé en l'année 1376, sous le règne du Sultan Mélic-Alaschraf Schaban*」として *Relation de l'Égypte* にまとめられている。Silvestre de Sacy, *Relation de l'Égypte par Abd-Allatif, médecin arabe de Baghdad*, Fuat Sezgin ed. repr., Frankfurt am Main: Institute for the History of Arabic-Islamic Science at the Johann Wolfgang Goethe University, 1992, p. 581-704.

史料

- Daw*: al-Sakhāwī, *al-Ḍaw al-Lāmi' li-Ahl al-Qarn al-Tāsi'*. 12 vols., al-Qāhira: Dār al-Kitāb al-Islāmī (n.d).
- Tuhfa*: Ibn al-J'ān, *Kitāb al-Tuhfa al-Saniya bi-Asmā' al-Bilād al-Miṣriya*. al-Qāhira: Maktabat al-Kulliyāt al-Azharīya, 1974.

くまくら わかこ／お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 比較社会文化学専攻

【指導教員のコメント】

第二次世界大戦後、ヨーロッパや日本の中東史研究では、国家や行政の制度史が主流となり、とくにイクター制に代表される土地制度史研究が重要な位置をしめた。その理由の一端は、前近代のヨーロッパの領主制あるいは日本の荘園制との異同が関心を呼んだからである。佐藤次高のイクター制研究は、その起源となる 10 世紀のイラクから説き起こし、14 世紀初頭のナースィル検地にその確立をみる。そこでは、イクターが、領主制や荘園制のような農民への人身的支配を含まない「徴税権」であることを明確にするとともに、イクターの授与を通じて、君主は軍人との絆をつくり、軍人は自身の政治的・経済的基盤であるイクターおよび農民との良好な関係を築く必要があり、イクターはいわば 3 者の社会的ネットワークのうえにあることを提起した。(注)

他方、90 年代までのイクター制研究は、年代記や地誌あるいは行政手引き書などの叙述史料に依拠しており、イクター制のもとの土地制度や土地経営の実態はなお不明のままであり、またナースィル検地期のイクター制がモデルとして、時代的・地域的にどこまで適用できるのか、といった問題が残されている。史料上の問題としては、オスマン朝時代に実施された検地（土地および臣民の調査）による徴税台帳 (*Tapu Tahrir Defteri*) が大量に残されているのに対し、マムルーク朝以前には断片的な文書史料を除けば、土地台帳そのものは残されていない。このため、叙述史料に記述された個々の事実をのぞけば、総体として州や県の土地制度の実態を検討することができなかった。

熊倉は、エジプト留学中にオスマン朝初期の土地記録（文書史料）である *DJ* および *DA* をエジプト国立図書館で閲覧し、*DJ* についてはすべての基本情報を収集した。帰国後には、これをもとに、*DJ* の史料学的位置づけについて、2 本の研究論文を執筆し、本年度中に刊行される。ここでは、*DJ* のなかに引用されたマムルーク朝時代の複数の土地台帳に着目し、ナースィル検地以降も、イクターの授与やあるいはその売却などのたびごとに台帳に転記され、逐次台帳が更新されていたことを明らかにした。これは、マムルーク朝の研究史上画期的な発見であり、海外にむけて英語等で発表をする必要がある。

今回の海外調査は、現在までエジプトの地方ごとの土地利用をまとめた唯一の総合的な著作である *Tuhfa* の写本を調査することによって、上記のような土地行政および土地台帳と本著作との関係を検討するものである。オクスフォード大学に所蔵される写本は、頻りに利用されている校訂本の元になったものであるにもかかわらず、今日の欧米および日本の研究者がアクセスすることがなかった。この写本と他の写本の異同を検討し、またオスマン朝 16 世紀の *DJ* に引用されてマムルーク朝時代の土地台帳と内容を比較することによって、*Tuhfa* がどのような経緯と目的で著作されたものであるかを検討することによって、マムルーク朝後期の土地行政のしくみを明らかにすることが期待できる。

注) 佐藤の研究の到達点については、三浦徹の書評「Sato Tsugitaka, *State & Rural Society in Medieval Islam: Sultans, Muqta's & Fallahun*, Leiden, 1997」『法制史研究』第 48 号、1999 を参照。